



西垣文庫
文庫10
7356
16



特 文庫10
7356
16

新聞才十六輯

辰六月



越後國長岡領妙見村と云ふ所にて會津浪人七千人餘
牧野備前守入數四千人水戸書生組四百八十人歩兵七
百人日光より廻りたる徳川脱走兵一致し酒井上杉會
津ふれが後詰とあり五月十日より同十九日まで日
官軍と大戦争あり然るに双方とも雄武にて勝敗未だ
決せざりしとぞ○右官軍の方より榊原勢千人尾州勢
百人薩州長州土州信州の諸侯総勢四千八百人許あり

西垣文庫

○
 松下嘉兵衛豆州の内へ土着しりし武益きり支け
 れハ江川の方へ頼み越し武益借受度音おれとも江川
 の方にてハ主人帰邑の後ハ家来の用もきり支ゆる
 こと断及り然し林昌之助ありもの追々切迫の由
 小田原藩松下佐野藏ありもの並山屋敷へ来り申述べ
 強て貸渡の事と望みたれば難黙止しニ一銃三十挺嘉
 兵衛へ貸渡せりと尤も此頃嘉兵衛ハ三嶋宿固と解
 き甲府とさして引揚たりとふれ並山の人物語あり

○
 真州伊達郡川俣近在の百姓とも騒立ち一揆を起し入
 敷九万三万人許にて木幡の辨天より大綱木村まで出
 張せしより川俣の禅泉寺并大林寺の住僧兩人外五
 六輩の僧徒ども木の百姓等と説諭したり事ハ既に才
 十輯の新聞紙に載せたり然るし今此後の報告を得た
 り叔僧徒ハ種々力と尽し説諭し一旦中人あり扱
 ひし上ハ以後決して用金割付等の事ハ有之申す尤も
 昨年来取立たり年貢金もその俸も減らし何卒
 当節農業才一の時おれハ各よく得心して帰村し農業

出精い〜異よと懇^{ねんごう}述べくれハ百姓どもハ尤も
りつバとして先其意に任せ一度辨天の社へ引揚り其
上各帰村す履きよあり又此社内へ再會を催し
我等一揆の企も固より止事と得さる事ある村の
名主又ハ物持ども平日只代官へみびへはらふ上の手
前より飾り下末の百姓どもへ難儀を掛けられと
バ常の業として我等此度の企も連入せは不届千万
最早其俵として宥^{やう}が〜逆^{さか}もの事此度の序^る此惡徒
どもと打潰さんと評議を决し川俣近在羽田村の名主
宅并外一軒小神村にてハ三軒立子山村にてハ二軒大

久保村にてハ四軒鶴田村にてハ一軒飯野村にてハ四
軒青木村にてハ三軒或ハ打毀^{くわい}ち或ハ焼拂ひ或ハ家作
の柱の根と鋸^{のこ}切り或ハ棟と引たかハ綱とも引て
其外多方^{えん}乱妨^{ぼふ}の所業もおよひくれども其勢の烈しき
事ハ容易^{やうい}に当るべくとも見へさるよ引て又再ひ
先^ま中人ありたり禅泉寺大林寺住僧ども此取扱と
して越^こし追^お論^{ろん}しおひたれども一旦目ざした
る者共とバ残らん打潰さる内ハ譬^{たと}へ何人ガ何やう
論すとも一向承知す履^りつハ強^あて支^さへるものりつハ
同様打潰さんと勇立^{ゆうた}遠^と聞入^{きこ}は伊達郡ハ云よおよ

たは信夫郡までも押掛るの勢あり然るに奥州の諸侯
軍務事ありて于今之代防くものもあらずと云

○平塚宿より越たり或人の書状写

五月廿五日小田原藩問罪の官軍中人數平塚宿へ進
入之處小田原藩用人役伊田与五兵衛出張いたし居
由にて官軍へ取次々宿役人と以江川出役富沢正右
衛門へ頼越の間軍監三雲為一郎永見和十郎へ申達
處參謀河田佐久間へ差出同人より可召連りの差圖有
之折柄藤堂監物手へ右与五兵衛召捕の旨宿役人よ
り注進し付參謀方へ可召連旨差圖有之趣申をいし

付早速免に大久保家老渡辺兩叟年寄山中湊目付中
垣齊宮用人右伊田与五兵衛一同越今般ハ進軍
苦勞奉存の旨申演因州軍監足立勘四郎應接不審
尋問之候由心得出張よいやに申すに處更不相弁
旨答申尋問之候今廿五日九ツ時まで申返答無之
へハ攻撃及趣申すに處一同甚ど驚駭之体にて
急速小田原表へ申度旨申出に付兩叟与五兵衛
留置の旨申すに間品と申執兩叟代湊差出置帰城同日
夕外家老以下三人及出
一同廿六日小田原家老以下へ參謀應接之上引留置

山中湊伊田与五兵衛引渡帰城為致官軍ハ一同小田原
へ操込相成同所兩入口は是追固所有之ハ一処一同引拵
中ハ官軍総勢千五百人ありと

○甲州街道よりの或人書状

当月十九日官軍方藝州様由人数二百人余甲府由登り
由よて当宿由泊下の本陣田中三四郎外ハ中屋平兵衛
東屋鉄五郎下宿ハ大村屋富藏右四軒へ由泊相成ハ一
玉川出水日野宿渡船止りハ付由返函相成ハ一処下宿
元ハ加川已之七中ハ召捕府中ハ日野宿との間
よて死罪ハ行首ハ其所へ梟されハ制札ハ別紙之通

ハ由度ハ尤深夜之事ハ宿方ハ勿論本宿村よてハ不
存翌朝見付驚入段ハ様子取ハ一処此ハ元来江戸ハ
官町住居よて今度由雇ハ宰領元ハ拵方勤ハ一処高井戸
宿ハ布田宿との間烏山村水車某方へ立寄今度藝州様
総督府の命ハ依り并物差秤之類改免ハ一問可差出旨ハ
升受取寸法ハ改免不正の品ハ付参謀方へ送上一ハ趣申
込升取上ハ付隣家の者共村役人ハ頼ハ國領宿立
場よて追付託入金十兩ハ賄ハ一事ハ一とハ事ハ一右
ハ後より目付方よて探り出ハ露頭ハ一ハ由金子ハ
宿次よて元方へ送戻相成ハ

江戸住

巳之七

此者依藝州家と語らひ人家と燒拵んと扱一度々民財
と奪取り以段不届之至付誅戮を加るもの也

藝州藩

